

Q

## 検針について

A

☎ 燕・弥彦総合事務組合水道局 0256-77-9400（代表）

Q. 水道メーターの検針日はいつですか？

A. 地区ごとに下記の日程で毎月行います。

【燕市燕地区】

毎月 4 日から 12 日まで

【燕市吉田地区、燕市分水地区】

毎月 16 日から 20 日まで

【弥彦村、及び燕市長辰】

毎月 1 日から 5 日まで



Q. 「水道使用量等のお知らせ」の通信欄に「推定検針を行いました」と印字されていますが、どういうことでしょうか？

A. 降雪や駐車車両などにより検針が困難な場合、やむを得ず通常時の使用水量を基にして水量を「推定」し、料金を計算しています。

なお、次回の検針で水道メーターの指針を確認し、お客様の不利益にならないよう、推定した分を再計算して過不足を清算します。

また、水漏れなどいざという時に止水栓を操作することもありますので、メーターボックスの周囲は物などを置かないようにご協力をお願いします。



Q. 検針員は水道局の職員ですか？

A. 燕・弥彦総合事務組合水道局では検針業務を外部委託しています。  
その委託事業者の従業員が検針にお伺いしています。



Q. 検針員の個人情報保護対策はどうなっていますか？

A. 委託事業者との間で情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、個人情報保護についての遵守義務を課すとともに、個人情報の取扱いに関する研修を実施しています。

